

第4編 災害復旧計画

第4編 災害復旧計画

第1章 生活確保対策計画

関係部署	総務部、健康福祉部、建設部
------	---------------

第1節 計画の方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要があることから、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第2節 租税の徴収猶予及び減免等

第1 期限の延長

納税者が災害により申告、申請、請求その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるとときは、市長は当該期限の延長を認めるものとする。
(地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の5の2)

第2 徴収の猶予

納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合において、市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、市長は1年以内の期間を限り、その徴収を猶予するものとする。(地方税法第15条)

第3 減免

市長は、災害を受けた場合、その被害の実情に応じて住民税、市税等の減免措置を速やかに講じるものとする。

【資料編IV-1「市税の減免」参照】

第3節 融資対策

市長は、災害により被害を受けた生活困窮者等に対し生活資金等を貸し付けるため、次の資金等の導入に努める。

第1 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)による災害援護資金の貸与

1 貸付対象者

府のいずれかの区域に災害救助法第2条第1項が適用された災害(自然災害に限る。)により、次の被害を受けた世帯の世帯主

- (1) 世帯主が1箇月以上の負傷を負った世帯
- (2) 住居又は家財の価格の1/3以上の損害を受けた世帯

2 貸付限度額

世帯主の負傷	1,500,000円
世帯主の負傷と家財の1/3以上の損害	2,500,000円
世帯主の負傷と住居の半壊	2,700,000円
世帯主の負傷と住居の全壊	3,500,000円
家財の1/3以上の損害	1,500,000円
住居の半壊	1,700,000円
住居の全壊	2,500,000円
住居の全体の滅失	3,500,000円

3 貸付条件

所 得 制 限	(世帯人員)	(前年の市民税における総所得金額)
	1人	220万円未満
	2人	430万円未満
	3人	620万円未満
	4人	730万円未満
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額未満
利 息	保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5%	
据 置 期 間	3年(特別の事情のある場合は5年)	
償 返 期 限	10年(3年の据置期間を含む。)	
償 返 方 法	年賦、半年賦又は月賦	

ただし、住家が滅失した場合については、1,270万円

4 実施主体

市

5 費用の負担区分

府は市が被災者に貸与した額の10/10額を市に無利子で貸与し、国はその2/3額を府に無利子で貸与

第2 生活福祉資金(住宅補修費、災害援護費)の貸与

低所得世帯等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、京都府社会福祉協議会が実施主体となり貸付けを行う。

なお、この貸付事業についての指導と財源補助については知事が行う。

1 対象

災害により被害を受けたことによる生活困窮から自立更生のために資金を必要とする低所得世帯

2 貸付金額

生活福祉資金（災害援護費） 1,500,000円以内

生活福祉資金（住宅補修費） 2,500,000円以内

（被害の程度により両資金を重複して利用できる）。

3 貸付条件

(1) 償還期間 7年以内

(2) 据置期間 6箇月以内（状況に応じ2年以内）

(3) 利子

ア 据置期間 無利子

イ 据置期間経過後、連帯保証人を立てる場合無利子、立てない場合年1.5%

4 申請期間

被災日の属する月の翌月1日から起算して6月以内

第3 母子・寡婦福祉資金の緊急貸付

被災母子・寡婦家庭については、当該世帯の申請によって緊急貸付けを行う。

資金の種類は、事業開始、事業継続、住宅の各資金で、据置期間は特例として2年を超えない範囲で延長される。なお、償還金の支払は、本人の申請により猶予される。

第4節 災害弔慰金・災害障害見舞金支給計画

災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

第1 支給対象者

次のいずれかの災害（自然災害に限る。）により死亡した者の遺族（災害弔慰金）、重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者（災害障害見舞金）

1 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害

2 府内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

3 府内において災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害

4 災害救助法第2条第1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

第2 支給額**1 災害弔慰金**

(1) 主たる生計維持者の死亡

1人当たり 5,000,000円

(2) その他の者の死亡

1人当たり	2,500,000円
-------	------------

2 災害障害見舞金（重度の障がい（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等））を受けた者

(1) 生計維持者

2,500,000円

(2) その他の者

1,250,000円

第3 実施主体

市

第4 費用の負担区分

国 2/4、府 1/4、市 1/4

第5節 被災者生活再建支援金支給計画

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金を次により支給する。

第1 対象災害

暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象により生じる災害で、次のいずれかに該当する場合

- 1 市内で「災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した自然災害」
- 2 市内で10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
- 3 府内で100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
- 4 1又は2の被害が府内で発生した場合、市内で5世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- 5 市内で5以上の世帯の住宅が全壊し、上記1~3に規定する区域に隣接するものに係る自然災害
- 6 上記1若しくは2の市区町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、市内で5世帯以上の住宅が全壊した自然災害

第2 対象世帯

第1に該当する自然災害により以下の状態となった世帯が支援金支給の対象となる。

- 1 住宅が全壊した世帯、あるいは住宅が大規模半壊又は中規模半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯、災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯。
- 2 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該

住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）。

第3 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額である。

- 1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- 2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

(単位：万円)

区分		基礎支援金	加算支援金		計
			住宅の被害程度	住宅の再建方法	
		(①)	(②)	(①+②)	
複数世帯 (世帯の構成員が複数)	全壊世帯	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	中規模半壊世帯	-	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃借	25	25
単数世帯 (世帯の構成員が単数)	全壊世帯	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	中規模半壊世帯	-	建設・購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃借	18.75	18.75

※ 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。

※ 単数世帯の支援金の額は、複数世帯の3/4とする。

第4 実施主体

府(ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された(財)都道府県会館に委託)

第5 申請書類の提出窓口

木津川市

第6 支援金の支給申請

1 申請時の添付書面

- (1) 基礎支援金：り災証明書、住民票等

(2) 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

2 申請期間

(1) 基礎支援金：災害発生日から13月以内

(2) 加算支援金：災害発生日から37月以内

第6節 災害見舞金支給計画

「木津川市災害見舞金支給要綱」に基づく災害見舞金を次により支給する。

第1 支給の対象

見舞金の支給対象者は、木津川市に居住している者で、災害により住居に被害を受けたものとする。

第2 支給基準

見舞金の支給基準は、下表のとおり。

被害の状況	見舞金の額
全焼又は全壊	1世帯当たり 100,000円
半焼又は半壊	1世帯当たり 50,000円
水損	1世帯当たり 20,000円
床上浸水	1世帯当たり 20,000円

第3 支給の決定

市長は、災害が発生したときは市長の指名する職員が報告する見舞金支給調書に基づき、見舞金の支給を決定し、支給する。
【資料編IV-2「災害見舞金支給要綱」参照】

第4 支給の制限

見舞金は、当該災害が被害を受けた世帯員又は同居している者の故意又は重大な過失により発生した場合は支給しないことができる。

第7節 職業の斡旋

市は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については被災状況等を勘案の上、公共職業安定所と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ速やかにその斡旋を図る。

第8節 郵便関係補助

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策を実施するとしている。

市は、次の内容の郵便関係補助対策が実施されるときは、住民への周知等に協力する。

第1 災害時における郵便物の送達の確保

災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確保するため「防災業務計

画」により必要な措置を講ずる。)

第2 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、郵便法第19条及び郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第4条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第3 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るために、関係法令等に基づき被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

第4 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、郵便法施行規則第4条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

第9節 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援計画

「大規模自然災害に係る木津川市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱」に基づく、地域再建被災者住宅等支援事業補助金を交付する。

第1 支給対象の被災住宅

大規模自然災害により床上浸水・一部破損以上の被害を受けた市内にある住宅で、災害発生時に居住の用に供されていたもの。

第2 住宅再建経費の補助対象経費及び補助限度額

被害区分	被災住宅の再建方法	支援法非適用地域	支援法適用地域
		補助限度額	補助限度額（支援法支援金との合計額）
全壊	新築・購入	300万円	150万円(450万円)
	補修	200万円	100万円(300万円)
	賃借	150万円	75万円(225万円)
大規模半壊	新築・購入	250万円	100万円(350万円)
	補修	150万円	60万円(210万円)
	賃借	100万円	40万円(140万円)
半壊	新築・購入・補修		150万円
一部破損・床上浸水	新築・購入・補修		50万円

第3 補助金の交付申請

申請書の添付書面

- 1 り災証明書（写し）
- 2 支援対象者の住民票に記載された事項を証明した書類
- 3 支援対象経費の額を確認できる書類
- 4 その他市長が必要と認める書類

【資料編IV-3「大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱」参照】

第4 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援融資の周知

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。

第2章 公共施設復旧計画

関係部署	関係各部
------	------

第1節 計画の方針

災害により被害が発生した公共施設の復旧を推進するための各種事業について定める。

第2節 公共土木施設災害復旧計画

災害発生後、早期の道路、河川、都市施設等の復旧は、安定した住民生活を回復し、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限に止めるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとし、別記1の流れで実施される災害復旧事務に対し、次のような措置を講じるものとする。

第1 災害査定の早期実施

災害発生後、公共土木施設の早期復旧のため、できるだけ速やかに災害査定の実施を要請して復旧のための事業費を決定する。民生の安定、交通の確保、施設の増破防止等のため、特に必要がある場合には査定前に応急工事を実施する。

第2 応急工事の実施

- 1 被災した公共土木施設について、早期に災害発生時の気象、水利、被害状況並びに地形、地盤の変動等、被災後の状況の変化、被災原因を調査・分析し、再度災害の防止を図るために必要な改良復旧作業に着手する。
- 2 再度災害の防止を図る観点から、災害復旧事業と併せて、施設の新設又は改良を行うことが必要と認められるものについては、災害関連事業の積極的導入を計画する。災害関連事業等については、災害復旧事業と並行して進捗しうるよう必要な措置を講じる。
- 3 迅速な復旧事業の実施に向けて、査定の迅速な処理、手戻り防止を図るため、事前打合せ制度を積極的に活用する。
- 4 被災施設の重要度、被災状況、事業の規模・難易度、事業の施行能力等を勘案して緊急度の高いものから直ちに実施する。
- 5 必要に応じて府や国の指導を受け、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法の対象事業の積極的な導入を図り、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針を樹立し、府や国の復旧事業については早期の実施を要請する。

第3 環境の保全

公共土木施設の被災等により生じたがれきの処理は、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。

また、環境汚染の未然防止並びに住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じるものとす

る。

第4 被災市街地復興推進地域

被災市街地復興推進地域とは、大規模な災害により被害を受けた市街地の復興を推進するために定められる地域のことであり、平成7年に制定された被災市街地復興特別措置法に基づいて市が指定する。

被災市街地復興推進地域は、次の要件に該当する市街地の区域について、市町村の都市計画で指定される。

- 1 大規模な火災、震災等により相当数の建築物が滅失したこと
- 2 公共施設の整備状況、土地利用の動向から見て不良な街区の環境が形成されるおそれがあること
- 3 緊急かつ健全な復興のため、土地区画整理事業、公共施設の整備事業等を実施する必要があること

以上の要件を満たす区域について、被災市街地復興推進地域が指定された場合には、地域内の土地において、建築行為等が厳しく制限され、土地の造成・建築物の建築等には知事（又は市長）の許可が必要となる。

また、この知事（又は市長）の許可が得られないために土地所有者に著しい支障が生じる場合には、都道府県・市町村等は当該土地を時価で買い取るべきものとされている。

第3節 農林水産業施設災害復旧計画

被災した農林水産業施設の原形復旧を速やかに実施し、農林水産業者の経営の回復、安定を図るとともに、被害の状況を十分検討し、公共土木施設災害復旧計画とも整合性を図り、次のような法律に基づく災害復旧事業に対する補助制度も有効に活用して、防災に必要な施設の整備等を行う。

- 1 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律
- 2 激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）
- 3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

第4節 災害復旧事業の種類

1 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 道路災害復旧事業
- (3) 下水道災害復旧事業

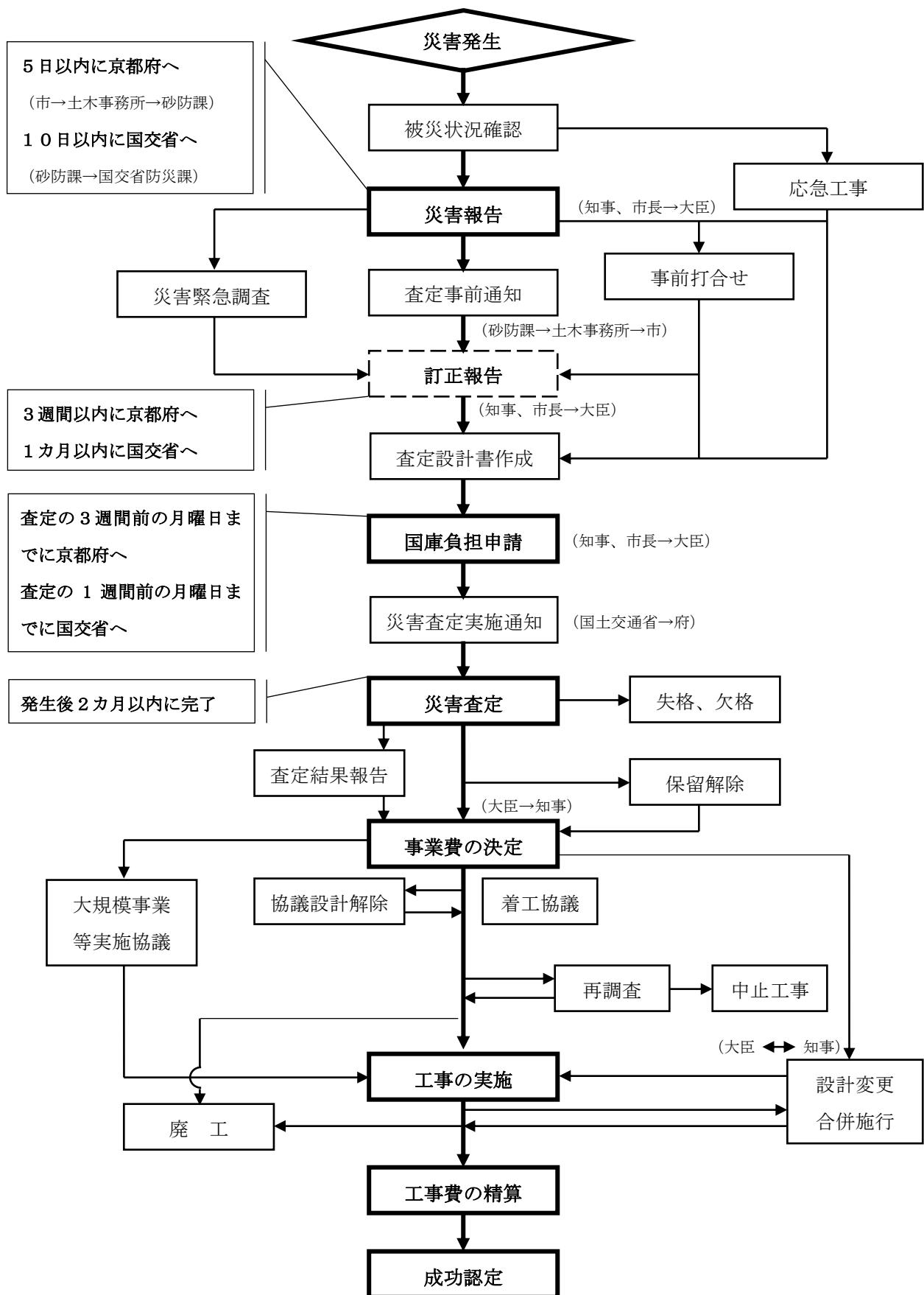
2 農林水産業施設災害復旧事業

- 3 都市災害復旧事業
- 4 上水道災害復旧事業

- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 その他の災害復旧事業
- 11 単独災害復旧事業（国庫負担（補助）の対象とならない事業）

別記1

災害復旧の流れ



第3章 文教・文化財等の復旧計画

関係部署	教育部
------	-----

第1 計画の方針

災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

被災地の文化財についても、早期に調査を実施し、必要となる復旧対策に努める。

第2 学校等の施設の復旧計画

災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、必要に応じて府からの技術職員の派遣等技術的支援を受け、復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。復旧事業計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが再度の災害を防止する観点から可能な限り改良復旧に努めるとともに、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の適用を考慮する。

第3 教育活動の再開

1 被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

また、学校等が避難所となった場合においては、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。

2 学校教育活動が正常に実施されるまでの間、教育委員会と学校等が密接な連携を図り、被害の状況や地域の実情等を踏まえて、休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。また、学校施設等が使用できない場合は、近傍の学校施設等を利用することも考慮する。

3 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。

(1) 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」、「学校給食法（昭和29年法律第160号）」による補助金に関すること

(2) 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）」による就学奨励費に関すること

(3) 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）」及び「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）」による学資貸与金に関すること

(4) 被災教職員に対する救済措置に関すること

4 児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後のストレス障がい等、児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな障がいを受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、心の健康相談活動等の支援体制を整備する。

【第3編第8章第12節「避難者健康対策」参照】
【資料編III-7「市内医療機関一覧」参照】

第4 文化財等の復旧計画

被災地に存在する文化財については、教育委員会等が現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧計画段階から埋蔵文化財所管部局とその取扱いについて協議する。

第5 公立社会教育施設の復旧計画

災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。復旧事業計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが再度の災害を防止する観点から可能な限り改良復旧に努める。

公立社会教育施設の場合は、公立学校と異なり、激甚災害に指定されてはじめて国庫補助の対象となる。

第4章 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

関係部署	関係各部
------	------

災害復旧事業費の決定は、知事、市長の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる激甚法に基づいて援助される事業等は、次に掲げるとおりである。

これらの法律による事業を積極的に活用し、災害復旧を推進するものとする。

第1 法律により国が一部負担又は補助する事業

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による事業
- 2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による事業
- 3 公営住宅法による事業
- 4 土地区画整理法による事業
- 5 感染症予防法による事業
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による事業
- 7 予防接種法による事業
- 8 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による事業
- 9 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による事業
- 10 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律による事業

第2 激甚災害に係る財政援助措置

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - (2) 公共土木施設災害関連事業
 - (3) 公立学校施設災害復旧事業
 - (4) 公営住宅施設災害復旧事業
 - (5) 生活保護施設災害復旧事業
 - (6) 児童福祉施設災害復旧事業
 - (7) 老人福祉施設災害復旧事業
 - (8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - (9) 知的障害者援護施設災害復旧事業
 - (10) 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - (11) 感染症予防事業
 - (12) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内の排除事業、公共的施設区分外の排除事業）
 - (13) 淚水排除事業
- 2 農林水産業に関する特別の助成
 - (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - (4) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- 3 中小企業に関する特別の助成
- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保障の特例
 - (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
 - (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (4) 中小企業者に対する中小企業金融国庫、商工組合中央金庫及び国民金融公庫の融資に関する特例
- 4 その他の財政援助及び助成
- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - (2) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - (3) 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
 - (4) 水防資機材費の補助の特例
 - (5) 災害者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - (6) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設の災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3 府による財政措置

府は、被災した施設を原形に復旧するにあたり、次の災害復旧事業債及び地方交付税の財政措置に万全を期するとともに、市町村が一時に多額の資金を必要とする場合、その一時金の借入れについても近畿財務局、日本郵便株式会社（京都中央郵便局）及び各種金融機関に対し速やかな金融措置を要請し、市町村に対しそれらの資金の効果的使用を助言することとしている。

- 1 補助災害復旧事業債
- 2 単独災害復旧事業債
- 3 公営企業等災害復旧事業債
- 4 火災復旧事業債
- 5 災害による特別措置債
 - (1) 歳入欠かん等債
 - (2) 公共土木等小災害債
 - (3) 農地等小災害債

第5章 住宅復興計画

関係部署	建設部
------	-----

第1 計画の方針

地域住民の生活の基盤である一般民間住宅、災害公営住宅の復興へ向けての措置を定める。

第2 一般民間住宅の復興

災害時において一般民間住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度に係る業務を行う。

また、状況に応じて、独立行政法人住宅金融支援機構の協力を得て住宅相談窓口を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じるとともに、復興に資する情報を提供する。

第3 災害公営住宅の整備

一定規模の災害が発生した場合、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、災害公営住宅の整備を行う場合は、公営住宅法及び激甚法の規定により国はその整備に要する費用の一部について補助することになっており、この制度を活用する。

1 対象

公営住宅法第8条の規定により

- (1) 地震、暴風雨、洪水その他異常天然現象により住宅が滅失した場合、被災全地域でその戸数が500戸以上又は市の区域内で200戸以上であるとき。
- (2) 火災により住宅が滅失した場合、その戸数が被災全地域で200戸以上であるとき。

2 整備戸数の限度

滅失住宅戸数の3割以内

3 補助率

建設・買取費の2/3（建設又は買取りの場合）

住宅共用部分工事費の2/5（借上げの場合）

4 整備の手順

- (1) 住宅灾害速報の提出（災害発生後10日以内）
- (2) 住宅灾害現況の現地調査
- (3) 災害公営住宅整備計画書の提出
- (4) 住宅滅失戸数の査定

5 激甚法適用の場合

（1）対象

激甚法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合に対象となる。

（2）整備戸数の限度

滅失住宅戸数の5割以内

(3) 補助率

建設・買取費の3/4（建設又は買取りの場合）

住宅共用部分工事費の2/5（借上げの場合）

(4) 整備の手順

公営住宅法の場合と同じ

第6章 農林水産業、中小企業の復興計画

関係部署	企画戦略部、建設部
------	------------------

第1 計画の方針

被災した農林水産業並びに被災中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。

第2 計画の内容

1 農林水産業に対する措置

農林水産業施設災害復旧事業の迅速かつ円滑、効果的な推進を図るとともに、次のような融資制度の活用を促進する。

- (1) 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法」に基づく融資
- (2) 株式会社日本政策金融公庫による農林漁業セーフティネット資金融資
- (3) 株式会社日本政策金融公庫による農林漁業施設資金（災害復旧）融資
- (4) 株式会社日本政策金融公庫による農業基盤整備資金（基盤の復旧）融資
- (5) 株式会社日本政策金融公庫による農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）融資
- (6) 株式会社日本政策金融公庫による経営体育成強化資金融資
- (7) 農業近代化資金に対する上乗せ利子補給制度
- (8) 農業共済保険仮渡資金の借入れに対する利子補助（府補助）

2 中小企業に対する措置

災害を受けた中小零細企業に対し、府が次のような措置について、その状況に応じてその都度判断し、対策を講じていくとしている施策の積極的な活用を促進する。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等政府系金融機関及び地元金融機関に対し、復旧融資の金融措置並びに借入金の返済及び手形不渡処置の延期ができるよう要望する。
- (2) 特に必要な場合にあっては、保証料、利子補給等を行い制度融資の促進を図る。
- (3) 府産業支援センター（府中小企業技術センター、府織物・機械金属振興センター、（公財）京都産業21）、各広域振興局に災害復旧に係る相談窓口を設け、融資相談等に応じ、復旧資金の金融円滑化に対処する。

第3 風評被害対策

市は、府、国、関西広域連合及び経済団体等の関係機関と連携し、発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ適確に広報するとともに、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を講じるものとする。

第7章 激甚災害の指定に関する計画

関係部署	危機管理課、企画戦略部、関係各部
------	------------------

第1 計画の方針

激甚法に基づく災害の指定を受けるため、府に対し積極的に協力して災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第2 激甚災害に関する調査

早期に激甚災害の指定を受けられるように、府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。